

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	29 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	22 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	47 件
国民年金関係	21 件
厚生年金関係	26 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から53年12月まで

会社を辞めるときに同僚や総務担当者から国民年金に加入するように勧められ、昭和51年3月ころ自身でA市役所に行き国民年金の加入手続をした。送られてきた納付書により3か月ごとにB銀行（現在は、C銀行）D支店で国民年金保険料を納付し、後に夫名義の預金口座からの自動振替で納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和53年11月及び同年12月について、A市国民年金被保険者名簿により、申立人が国民年金任意被保険者資格を53年11月11日に取得していることが確認できるところ、申立人が上記期間と同一年度である54年1月から保険料を納付していること、及びA市で申立人と同様53年11月に任意被保険者資格を取得している者の納付記録を見ると、いずれも同月から納付が開始されていることが確認でき、A市において資格取得日からの保険料納付を案内していたことがうかがわれることから、申立人が53年11月及び同年12月の保険料を納付したと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間のうち、昭和51年3月から53年10月までの期間について、申立人は、会社を辞めた51年3月ころに国民年金の加入手続をし、保険料納付を続けた後に口座振替による納付を始めたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が53年11月ころ払い出され、A市

国民年金被保険者名簿により申立人が 55 年 1 月分から口座振替により保険料を納付し始めていることが確認できることから、申立人は 53 年 11 月ころ加入手続を行ったと推認できる上、申立人は 51 年 3 月ころの加入手続についての具体的な記憶は無く、加入手続の状況が不明である。

また、昭和 51 年 3 月から 53 年 10 月までは国民年金の未加入期間であることから制度上保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情もうかがわれぬ上、申立人が、同期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 11 月及び同年 12 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月及び同年8月

ねんきん特別便が届き、申立期間2か月分の国民年金保険料が未納とされていることを初めて知った。妻が私の分の保険料も納付したと言っており、その期間、妻は国民年金第3号被保険者から第1号被保険者に変更し納付しているのに私の分だけが未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その妻が納付したとしているところ、申立期間の直前期間が国民年金第3号被保険者であったその妻の申立期間における納付記録は国民年金第1号被保険者として納付済みとなっており、その妻は国民年金の種別変更手続及び保険料納付を適切に行っていることから、申立人のみ国民年金の加入手続及び保険料納付をしていなかったとは考え難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年1月ころに払い出されていることから、申立期間の保険料は納付可能である上、申立期間以外の国民年金加入期間についてはすべて納付済みであり、59年8月から60年3月までの期間は任意加入するなど、国民年金に対する意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人が2か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月及び同年8月

私は、平成5年10月にA市に転入し、国民年金の加入手続をする際、市役所職員に申立期間が未加入となっていることを指摘され、その場で国民年金保険料を納付した。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年10月にA市に転入し、国民年金の加入手続をする際、市役所職員に申立期間が未加入となっていることを指摘され、その場で国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該番号の前後の被保険者の資格取得時期から、同年10月ころに払い出されていると推認され、その時点からすると、申立期間は納付可能な期間である上、申立期間の前後の期間は納付済みとなっており、2か月間と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 11 月から 46 年 3 月まで  
② 昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月まで  
③ 平成 13 年 6 月及び同年 7 月

申立期間①について、当時、私は株式会社A（現在は、株式会社B）に勤務しており、その勤務先において私の国民年金加入手続と国民年金保険料の納付をしてきていた。申立期間①の保険料についても納付してくれていたはずである。

申立期間②について、申立期間②を含む昭和 57 年 3 月から平成 8 年 1 月までの期間は、夫婦でC店を営んでいた。この期間は夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間②の保険料は、夫は納付済みとなっているのに、私は未納となっている。

申立期間③について、私が夫の扶養家族となるまでは、自分で国民年金保険料を納付していた。申立期間③の保険料についても納付したはずである。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、申立期間②を含む昭和 57 年 3 月から平成 8 年 1 月までは、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているところ、その夫の申立期間②の保険料は、納付済みとなっている。

また、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする昭和 57 年 3 月から平成 8 年 1 月までの期間の申立人とその夫の保険料の納付状況について、申立人は、申立期間②を除きすべて納付済みと

なっており、その夫についてもすべて納付済みとなっていることから、夫婦の納付意識は高かったと推認され、24 か月と比較的短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 2 申立期間①について、申立人は、その当時株式会社Aに勤務しており、その勤務先において当該期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずであるとしているが、申立人は申立期間①の保険料納付には関与していないとしており、保険料額及び保険料納付等について、具体的な申述を得ることはできなかった。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、D組織を通じて昭和46年3月ころに払い出されており、その払出時点では、申立期間①の国民年金保険料は時効にかからず納付できる期間となるが、同団の保険料調定整理票領収書発行整理票において、申立人の国民年金保険料の徴収開始年月日は、46年4月分からとなっていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、その夫の扶養家族となるまでは、自分で国民年金保険料を納付していたはずであるとしているが、オンライン記録及び申立人が所持している国民年金第3号被保険者資格該当通知書から、申立人は平成13年8月28日に国民年金第3号被保険者資格を取得しており、その直前である申立期間③の保険料額及び納付方法について具体的な申述を得ることはできなかった。

また、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月には基礎年金番号が導入されており、申立期間③において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 40 年 9 月まで

私は、妻と一緒に国民年金に加入し、保険料も一緒に納付してきた。国民年金加入手続及び申立期間当時の保険料納付については、A村役場又はB事務所に設置されていた同役場の出張所で、妻が行っていた。一緒に納付した妻は申立期間の保険料が納付済みとなっており、私の保険料だけが未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦一緒に国民年金に加入し、申立期間を含む国民年金保険料の納付については、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付していたところ、夫婦の国民年金加入時期は、申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿の記録及びその妻の国民年金手帳記号番号の払出時期から、昭和40年10月ころと推認され、国民年金加入状況に係る申立人の申述に不自然さは見られない。

また、上述の国民年金加入時点では、申立期間は国民年金保険料をさかのぼって納付することができる期間であり、一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっている。

さらに、申立人及びその妻の国民年金加入期間中の国民年金保険料の納付状況について、オンライン記録によると、申立人は申立期間を除き未納が無く、その妻はすべて納付済みとなっていることから、夫婦の納付意識は高かったと推認され、15か月と比較的短期間である申立期間の保険料を、納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から同年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から同年7月まで

申立期間について、母が、私の国民年金の加入手続をして、国民年金保険料の免除申請手続きもしてくれたはずであり、平成9年4月から10年3月までの「国民年金保険料免除申請承認通知書」を所持している。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続をしてくれて、申立期間の国民年金保険料の免除申請手続きもしてくれたはずであるとしているところ、申立人は平成9年4月から10年3月までのA社会保険事務所（当時）が発行した「国民年金保険料免除申請承認通知書」を所持しており、当該通知書には「平成9年4月から平成10年3月までの間の国民年金保険料の免除を承認します。」と記載されており、保険料の免除が承認されたことが確認できる。

さらに、申立期間の前後の期間は申請免除期間とされており、申立期間のみ免除申請されていなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和39年12月に結婚するときに、母から「今まで私が国民年金保険料を納めてきたから、これからは貴方が払っていきなさい。」と言われ、国民年金手帳を渡された。申立期間の国民年金保険料は母が納付しているはずであり、未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年12月に結婚するときに、その母から「今まで私が国民年金保険料を納めてきたから、これからは貴方が払っていきなさい。」と言われ、国民年金手帳を渡され、申立期間の国民年金保険料は母が納付しているはずであるとしているところ、申立人の国民年金手帳は36年4月1日に発行されており、資格取得日は35年10月であることから、申立期間は納付可能な期間である。

また、申立人の母は、国民年金の制度開始とともに申立人の国民年金の加入手続を行っており、国民年金保険料の納付意識が高いと推測される上、24か月と比較的短期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

株式会社A（現在は、株式会社B）の事業主は、申立人が昭和27年11月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、37年12月15日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和27年11月から28年1月までの期間は4,000円、同年2月から同年8月までの期間は5,000円、同年9月から30年9月までの期間は7,000円、同年10月から31年9月までの期間は8,000円、同年10月から32年7月までの期間は9,000円、同年8月から33年9月までの期間は10,000円、同年10月から35年7月までの期間は12,000円、同年8月から36年7月までの期間は1万6,000円、同年8月から37年11月までの期間は2万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和27年9月ころから37年12月ころまで  
昭和27年9月ころ、C地にあった株式会社AのD店に正社員として入社した。その後、36年10月に結婚し、37年\*月に子供が生まれ、その年の12月ころに退社した。社会保険事務所の記録では、同事業所での厚生年金保険の被保険者期間としての記録が無いとの回答を受けたが、間違いなく正社員として勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名(E)及び同一生年月日(昭和9年\*月\*日)であるが、記号番号が申立人の基礎年金番号(\*)と異なる\*と記載されている「E」の記録が確認でき、当該記録は、27年11月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、37年12月15日に資格を喪失している上、基礎年金番号

に未統合の記録となっている。このため、当該被保険者の厚生年金保険の記号番号の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を確認したところ、申立人の氏名（E）及び生年月日（9年\*月\*日）が記されているが、32年9月30日に当該台帳は切り替えられており、切替え後の当該台帳が日本年金機構に保管されていないため、同年10月1日以降の記録は確認できないものの、事業所の名称及び被保険者資格取得日は当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

また、事業主が保管する株式会社AのD店の社会保険被保険者台帳によると、申立人の入社年月日は昭和27年11月11日であり、厚生年金保険記号番号は\*と記録されており未統合の記録と一致している上、生年月日は省略されているものの、健康保険番号は株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿と一致している。

さらに、申立期間当時の複数の上司は、「申立人が正社員として申立期間に勤務していた。正社員は全員厚生年金保険に加入し、給与から保険料を控除されていた。」と供述しており、そのうちの一人は「F部署に所属していた。自分の優秀な部下であり、結婚式にも招待された。」と供述している。

以上のことから、当該未統合となっている被保険者記録は、申立人に係る記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が株式会社Aにおいて昭和27年11月11日に資格を取得した旨の届出及び37年12月15日に資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳における当該未統合記録により、昭和27年11月から28年1月までの期間は4,000円、同年2月から同年8月までの期間は5,000円、同年9月から30年9月までの期間は7,000円、同年10月から31年9月までの期間は8,000円、同年10月から32年7月までの期間は9,000円、同年8月から33年9月までの期間は10,000円、同年10月から35年7月までの期間は12,000円、同年8月から36年7月までの期間は1万6,000円、同年8月から37年11月までの期間は2万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和27年9月ころから同年11月10日までの期間については、事業主は申立てに係る事実を確認できる関連資料は無いため不明としているものの、申立人が記憶している複数の上司は、「当時入社後3か月間は試用期間があり、厚生年金保険に加入するのはその後である。」と供述しており、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該上司の資格取得日は供述どおりであることが確認できる。

また、申立人も当該事情を記憶していると供述していることから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、昭和27年11月11日から37年12月15日までの期間は、脱退手当金支給済期間である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C営業所における資格の喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年3月21日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A株式会社に昭和47年4月1日から49年2月25日まで継続して勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答があった。申立期間は、同社D営業所（適用事業所としては、同社C営業所）から、E営業所（適用事業としては、同社F営業所）に転勤した時期であるが、厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書があるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している給与明細書、株式会社Bから提出された継続勤務証明書及び転勤辞令・発令簿並びに雇用保険の被保険者記録により、申立人がA株式会社に継続して勤務し（同社D営業所から同社E営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記転勤辞令・発令簿では昭和48年3月20日付けとされているものの、オンライン記録により同社F営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは48年4月1日であることが確認できること、及び申立人と同時期に同社F営業所に異動した同僚（5人）は、同営

業所が適用事業所となった同年4月1日まで異動前の適用事業所（同社支店又は営業所）での被保険者資格があったことが確認でき、当時、同社では、同営業所が適用事業所となるまでの間、異動前の事業所で被保険者資格を継続させる取扱いをしていたことが推認されることから、同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和48年3月分の給与明細書から5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Bは資料を保管していないため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の有限会社Aにおける資格喪失日は、昭和63年10月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和63年9月の標準報酬月額については30万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月 30 日から同年 10 月 26 日まで  
有限会社Aに勤務していた期間のうち、昭和 63 年 9 月の厚生年金保険加入記録が無い。同年 10 月に同社の経営者が交替し、会社名が有限会社Bとなったが、申立期間は、有限会社Aに勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間において有限会社Aに勤務していたことが認められるとともに、給与明細書により、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンラインの記録では、有限会社Aは、昭和 63 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日に申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失している。

しかしながら、当該喪失処理は、当該事業所が適用事業所でなくなった日の後の昭和 63 年 10 月 29 日に行われており、同日には複数の同僚において 62 年 8 月及び 63 年 8 月の標準報酬月額の算定に係る定時決定が取り消され、62 年 10 月 1 日に遡<sup>そきゅう</sup>及して標準報酬月額を大幅に減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立

人が昭和 63 年 9 月 30 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年 10 月 26 日であると認められる。

また、昭和 63 年 9 月の標準報酬月額については、申立人の有限会社 A における同年 8 月のオンライン記録から、30 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和 53 年 4 月 1 日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を 14 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
② 昭和 53 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 10 月 1 日に株式会社Aに入社し、53 年 3 月 31 日まで勤務していた。給与明細書を添付するので申立期間につき厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人から提出のあった給料支給明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、昭和 53 年 3 月 31 日まで株式会社Aに継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給料支給明細書の保険料控除額から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「事業所は既に破産して無く、書類関係が一切残っていないため不明。」と供述しているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和 53 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間①について、申立人から提出のあった給料支給明細書により、昭和51年10月1日から株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Aにおける厚生年金保険料の控除の方法は、当月の給与から控除する方法を採用していると認められるところ、申立人から提出を受けた昭和51年10月分の給料支給明細書により、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人の株式会社A（事業所整理記号：B）における資格喪失日は、平成6年9月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。  
なお、平成6年2月から同年8月までの標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。
- 2 申立人は、申立期間のうち平成6年9月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（事業所整理記号：C）における資格取得日に係る記録を同年9月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額に係る記録を30万円とすることが必要である。  
なお、事業主は、申立人に係る平成6年9月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等  
氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :
- 2 申立内容の要旨  
申 立 期 間 : 平成6年2月28日から同年10月1日まで  
平成5年12月から8年10月まで株式会社Aに継続して勤務した。同社に勤務していた期間の途中において厚生年金保険の記録が無い。厚生年金保険の記録が無い期間も給与から保険料は控除されていた。当時の給与明細書を提出するので、厚生年金保険の記録が無い期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、株式会社A（D地）で平成5年12月20日に資格を取得し、8年10月31日に離職しており、申立期間も継続して勤務していることが確認できる。  
しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録によると、株式会社A（事業所整理記号：B）について、平成6年2月28日に被保

険者資格を喪失しており、また、同年 10 月 1 日に株式会社 A（事業所整理記号：C）において被保険者資格を再取得しているところ、事業所整理記号 B と事業所整理記号 C とは事業所名称は同一であるが、事業所所在地及び事業主が異なっていることから、両社は別会社であると認められる。

2 オンライン記録によると、申立人の株式会社 A（事業所整理記号：B）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成 6 年 2 月 28 日と記録されているところ、当該喪失処理は同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年 9 月 1 日と同日になされており、同日付けでほかの同僚 20 人についても申立人と同様に同年 2 月 28 日に遡及して喪失処理が行われている。また、健康保険証については資格喪失日から 6 か月以上経過した同年 9 月 1 日に返納した記録となっている。

さらに、申立人が提出した給与明細書によると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 6 年 2 月 28 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理が行われた同年 9 月 1 日であると認められる。

なお、平成 6 年 2 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、同年 1 月の記録により、30 万円とすることが妥当である。

3 申立期間のうち、平成 6 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までについては、申立人が提出した給与明細書により、申立人は、当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から 30 万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、株式会社 A（事業所整理記号：C）は、申立期間は適用事業所としての記録は無いが、商業登記簿謄本によれば法人であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることか

ら、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会B局における資格取得日に係る記録を昭和50年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月31日から同年6月1日まで

A会に入局してから退職するまで継続して勤務していた。A会B局の資格取得日が昭和50年6月1日となっているが、正しくは同年5月31日であるので、資格取得日を訂正し、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の（給与）支給明細書、A会提出の在籍期間証明書及び人事記録、雇用保険の被保険者記録並びに同僚の供述により、申立人がA会に継続して勤務し（昭和50年5月31日にA会C所から同会B局に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、（給与）支給明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明ら

かでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月31日から同年6月1日まで  
年金記録を確認したところ、株式会社AのD支店（現在は、E支店）の資格喪失日が昭和40年5月31日で、次に勤務した同社C支店の資格取得日が同年6月1日となっており、加入期間に空白がある。企業内部の転勤であり、継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業主提出の従業員調書、F組合提出の健康保険資格喪失証明書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において株式会社Aに継続して勤務し（昭和40年5月31日に株式会社AのD支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社AのC支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載の被保険者資格取得時（昭和40年6月1日）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと

から、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和42年9月1日、資格喪失日を43年4月1日とし、当該期間の標準報酬月額に係る記録を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月1日から43年4月1日まで

ねんきん特別便により私の厚生年金保険加入記録のうち、株式会社Aに勤務した厚生年金保険加入記録が無いことが判明した。私は申立期間に同社のB支店(勤務先はC地)でD職として勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社AのB支店における当時の同僚従業員等に関する具体的な供述、申立人のD職としての業務内容に関する詳細な供述について当時の上司が営業職員の業務内容であると認めていること、当時の同社B支店の営業担当職員5人中4人が申立人は勤務していたと供述していること、そのうちの1人(昭和41年3月23日資格取得、43年3月20日資格喪失)は「(私は)43年3月に退職したが私より後に入ってきて私がE職をしていたときの担当だった。」としていること、申立人が氏名を記憶している同僚の1人は、42年3月20日入社(同日で資格取得)であることが確認できること、別の同僚1人(43年3月19日資格取得)は、「申立人は、私が入社したときに一緒に仕事をしたが、すぐにお辞めになった。」と供述していること、当該同僚全員には株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、同社B支店のD職の人数について、申立人は、6人ほどが勤務していたと供述しているところ、上司のF氏は申立人を含め5、6人が勤務していたとしており、同支店D職ほぼ全員の5人について、厚生年金保険被保険者としての記録が株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

さらに、複数の同僚は「同社B支店には臨時雇用やパートの職種は存在せず社員のみが勤務していたことから、申立人も入社と同時に厚生年金保険に加入していたと思われる。」としている。

加えて、同社B支店に申立期間当時勤務していた同僚10人は同僚照会の回答書にいずれも入社した日から厚生年金保険に加入したと供述しているところ、全員の資格取得年月日が上記同僚照会回答書に記された入社日と一致することが株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できることから、同社では入社した時点から厚生年金保険に加入させていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人と同年代で申立人同様中途入社同僚の標準報酬月額から判断すると、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番が見当たらないことから、社会保険事務所（当時）において申立人に係る被保険者記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和42年9月から43年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 9 月 4 日まで  
(株式会社A)  
② 昭和 40 年 2 月 1 日から 42 年 12 月 31 日まで  
(B株式会社)

申立期間①及び②において脱退手当金を受給したことになっているが、もらっていない。

納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年9か月後の昭和46年10月1日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は、いずれも変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和44年4月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金の支給決定日(昭和46年10月1日)には、既に国民年金に加入しており、保険料も納付していることを踏まえると、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人のA株式会社B事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年8月30日、資格取得日は21年7月1日、資格喪失日は24年6月30日であることが認められることから、厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、昭和19年10月から20年4月までは30円、同年5月から同年7月までは40円、21年7月から22年5月までは150円、同年6月から同年12月までは200円、23年1月から同年7月までは600円、同年8月から同年12月までは2,100円、24年1月から同年4月までは2,700円、同年5月は3,000円とすることが妥当である。

- 2 申立人は、申立期間のうち、昭和21年7月1日から24年6月30日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 6 月 1 日から 26 年 9 月 ころ まで

昭和 13 年から 26 年 9 月 ころ まで A 株式会社 B 事業所で C 職 として勤務した。ねんきん特別便で記録が無く調査依頼したが、「記録なし」の回答だけで調査経緯の説明も無く納得できない。妹もその後勤務しており、当初記録が無かったが、年金事務所の調査で記録が発見されて回復した。私の記録もあるはずなので、調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人と氏名及び生年月日が一致する上、事業所名が申立事業所名と一致する昭和 19 年 6 月 1 日から 20 年 8 月 30 日 までの 期 間 及 び 21 年 7 月 1 日 から 24 年 6 月

30日までの期間の厚生年金保険被保険者の記録が確認できる。また、当該記録は基礎年金番号に統合されていない上、申立期間と同時期であること並びに氏名及び生年月日が一致する者が申立人以外にいないことが健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できることから、当該未統合となっている被保険者記録は申立人の記録であると認められる。

一方、当該未統合記録のうち、昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間については、厚生年金保険の被保険者期間に算入されるのは、保険料徴収開始後の同年10月1日以降の期間とされているため被保険者期間と認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人がA株式会社B事業所において昭和19年10月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び20年8月30日に被保険者資格を喪失した旨の届出並びに21年7月1日に被保険者資格を再取得した旨の届出及び24年6月30日に被保険者資格を再喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者台帳における当該未統合記録から、昭和19年10月から20年4月までは30円、同年5月から同年7月までは40円、21年7月から22年5月までは150円、同年6月から同年12月までは200円、23年1月から同年7月までは600円、同年8月から同年12月までは2,100円、24年1月から同年4月までは2,700円、同年5月は3,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和21年7月1日から24年6月30日までの期間については、上記旧台帳においてA株式会社B事業所の記録が確認できるが、当該期間は脱退手当金支給済みと記載されている。

しかし、申立人は、脱退手当金を受給していないとしているところ、当該脱退手当金支給の記録については、上記旧台帳の保険給付欄のうち支給年月日欄が空欄であって備考欄に年月日の記載があるが、これは、旧台帳裏面に支給記録がある場合の取扱いに係る「伺い定め」（昭和46年8月27日）によると、「脱退手当金支給記録を不備とする。」と定められていることから、申立人が脱退手当金を受給したとは認めることができず、上記期間も厚生年金保険の被保険者期間として認められる。

- 3 申立期間のうち、昭和20年8月30日から21年7月1日までの期間及び24年6月30日から26年9月ころまでの期間については、別の厚生年金保険手帳番号での厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）でも記録が見当たらない。

また、A株式会社B事業所は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険

の資格の取得喪失、保険料の控除及び納付については不明と回答している。

さらに、昭和 20 年 8 月 30 日から 21 年 7 月 1 日までの期間については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に被保険者記録に空白がある者が多数確認できるところ、同僚照会した 12 人のうち 4 人から回答があったものの、当該期間における勤務実態について供述を得ることができないほか、ほかの同僚からも未統合又は死亡により、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

加えて、昭和 24 年 6 月 30 日から 26 年 9 月ころまでの期間については、照会した上記同僚のうち二人から、期間は不明だが申立人は勤務していたとの供述が得られたものの、申立人の戸籍の記録において 24 年 8 月\*日に郷里の D 県に戻り婚姻をしていることが認められることから、同時期以降において当該事業所に継続して勤務していた事情はうかがえない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、そのほかの関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社の資格喪失日に係る記録を昭和32年9月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額は、同年6月を8,000円、同年7月及び同年8月を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年6月30日から同年9月2日まで

A株式会社に昭和29年1月に入社しB職として勤務（厚生年金保険加入は29年10月1日から）した。32年6月に事業主がC区に新工場を設立（D株式会社となる。）したため同僚11人とともにE地に移り同工場に継続して勤務した。その後、さらに社名がF株式会社と変わり、60年4月26日まで勤務した。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では昭和32年6月30日から同年9月2日までの期間は厚生年金保険に未加入となっている。この間も保険料を控除されていたはずであるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。同僚の一人は申立てをして記録が回復している。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人の雇用保険の記録から、申立人は、申立期間に申立人を含む12人とともにA株式会社から申立てに係るグループ会社（A株式会社からD株式会社に異動）に継続勤務していることが認められる。

また、申立人は、申立期間に係る給与明細書を所持していないものの、申立人と同様の業務に従事し、一緒に異動したとする同僚は申立期間のすべての給与明細書を所持しており、これによると厚生年金保険料を給与か

ら控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人は、昭和 32 年 6 月に D 株式会社の設立に伴い同社に移籍したとしているが、申立人と一緒に異動した上記同僚の所持している申立期間に係る給与明細書には、事業所名の記載は無いものの、押印されている担当者名は、A 株式会社の経理担当者であることが確認できる。また、D 株式会社は 32 年 9 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者記録は、本来、同日まで A 株式会社において引き続き有すべきものと考えられる。これらのことから、申立人の同社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記同僚の所持している給与明細書の厚生年金保険料の控除額をみると、昭和 32 年 6 月が A 株式会社の資格喪失時の標準報酬月額に相当し、同年 7 月及び同年 8 月が D 株式会社の資格取得時の標準報酬月額に相当することを踏まえて、申立人の申立期間前後における標準報酬月額から、同年 6 月は 8,000 円、同年 7 月及び同年 8 月は 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 株式会社は既に解散しており、また、事業主や経理責任者も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和32年9月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を同年6月は6,000円、同年7月及び同年8月は1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月30日から同年9月2日まで

B市のA株式会社に昭和31年8月から勤務し、32年6月ごろに同社がC地に移転してD株式会社に社名変更した時に、同僚とともに上京して同工場に継続して勤務した。社会保険庁（当時）の記録では32年6月30日から同年9月2日までの期間の厚生年金保険が未加入になっている。当時の記録は保管していないが、同僚の一人が同期間について申立てをして、記録が回復している。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人の雇用保険記録から、申立人は、申立期間に申立人を含む12人とともにA株式会社から申立てに係るグループ会社（A株式会社からD株式会社に異動）に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様の業務に従事し、共に異動したとする当時の同僚の給与明細書から、その同僚が申立期間に厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人は、昭和 32 年 6 月ごろから D 株式会社に勤務したとしているが、申立人とともに異動した上記同僚の申立期間に係る給与明細書には、事業所名の記載は無いものの、押印されている担当者名は、A 株式会社の経理担当者であることが確認でき、また、D 株式会社は 32 年 9 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者記録は、本来、同日まで A 株式会社において引き続き有すべきものと考えられる。これらのことから、申立人の同社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立人の標準報酬月額については、同僚の所持している給与明細書の厚生年金保険料の控除額をみると、昭和 32 年 6 月が A 株式会社の資格喪失時の標準報酬月額に相当し、同年 7 月及び同年 8 月は D 株式会社の資格取得時の標準報酬月額に相当していることを踏まえて、申立人の申立期間前後における標準報酬月額から、同年 6 月は 6,000 円、同年 7 月及び同年 8 月は 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 株式会社は既に解散しており、また、事業主や経理責任者も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年7月1日から同年12月22日までの期間について厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を7年7月1日、資格喪失日に係る記録を同年12月22日と訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から8年12月まで  
社会保険庁（当時）の記録では、株式会社BでC職として勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者期間が無いことになっているが、給与から同保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間のうち、平成7年4月24日から同年12月21日までの期間において、株式会社Bに勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録において、申立人は、当初、株式会社Aにおいて、平成7年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該記録は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった8年1月31日より後の同年3月28日に取消処理がなされている上、申立人と同様に被保険者資格を取り消された者が多数確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年7月1日に取得した被保険者資格について取消処理を行う合理的理由は無く、当該取消処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日は当該取消前のオンライン記録から7年7月1日、資格喪失日は雇用保険の記録における離職日の翌日である同年12月22日とすることが必要と認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該取消前のオンライン記録から 30 万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成 7 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について、申立人名義の銀行預金口座通帳により、株式会社 B からの給与振込が認められるとともに、雇用保険の記録から、申立人は、株式会社 A における雇用保険の被保険者資格を同年 4 月 24 日に取得しており、申立人は、当該期間において株式会社 B に勤務していたことが認められる。

しかしながら、複数の同僚は、厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かは分からないとしているものの、当該事業所に入社後 3 か月を経過した後に同保険の被保険者となったと供述していることから、申立人の資格取得日についても、当該事業所は、申立人が入社したとする 3 か月後の平成 7 年 7 月 1 日として社会保険事務所（当時）に届け出たものと推認できる。

一方、申立期間のうち、平成 7 年 12 月 22 日から 8 年 12 月までの期間について、上記銀行預金口座通帳により、株式会社 B からの給与振込が 8 年 1 月をもって最終支給月となされており、また、雇用保険の記録から、申立人は、当該事業所に係る離職票の交付を受け、同年 12 月 28 日に職業安定所において求職の申込みを行っていることが認められることから、申立人は、7 年 12 月 21 日に当該事業所を退社したものと推認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち平成16年3月から同年5月までを24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月1日から同年7月1日まで  
② 平成16年7月10日

年金事務所の記録では、A株式会社に勤務していた、平成16年3月から同年5月までの標準報酬月額が給与から控除された保険料と違っている。また、同年6月分として支給された給与と同年7月に支給された賞与から保険料が控除されているのに記録されていない。調査して、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び支給額から判断すると、申立期間のうち、平成16年3月から同年5月までの記録を24万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は、納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間のうち、平成 16 年 6 月 26 日から同年 7 月 1 日までの期間及び同年 7 月 10 日に係る賞与について、申立人が所持する当該期間に係る給与明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、事業所からの回答及び雇用保険の加入記録により、申立人は、同年 6 月 25 日に離職しており、当該期間に申立人が厚生年金保険法の被保険者たる要件を具備していなかったと認められる。

なお、被保険者期間については、厚生年金保険法第 19 条第 1 項の規定により、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、保険料については、同法第 81 条第 2 項の規定により、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされていることから、平成 16 年 6 月以降の期間については、厚生年金保険の被保険者期間には算入されず、同年 6 月 26 日から同年 7 月 1 日までの期間及び同年 7 月 10 日に係る賞与については保険料の徴収の対象とはならない期間である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月 21 日から 38 年 9 月 21 日まで  
② 昭和 38 年 11 月 1 日から 41 年 4 月 7 日まで  
③ 昭和 41 年 4 月 10 日から 44 年 5 月 21 日まで  
④ 昭和 45 年 10 月 25 日から 46 年 9 月 1 日まで

社会保険庁（当時）の記録では、申立期間①、②、③及び④に係る事業所に勤務していた期間は脱退手当金を受けていることになっているが、私は脱退手当金を請求しておらず受給もしていないので記録を訂正してほしい。

申立期間③と④の間の厚生年金保険被保険者期間（この事業所は申立期間④に係る事業所と同一であり、A地に所在していた時の期間である。）は年金として受給中である。当時は脱退手当金の請求方法も知らず、金額4万円と言えは大金であったから受給したならば記憶しているはずだ。また、同じ会社の16か月だけ残しておこうといった考えは浮かばないだろう。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間③と④との間の被保険者期間はその計算の基礎となっておらず、未請求となっている。

この期間は申立期間④に係る事業所と同一の事業所に勤務していた期間であることから申立人がこの期間のみを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間④は同一番号で管理されているにもかかわらず支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然であ

る。

また、支給されたとする脱退手当金の額は、法定支給額と1,632円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和51年7月14日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和51年3月から同年6月までにおける標準報酬月額は11万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年3月31日から同年7月14日まで  
株式会社Aに勤務した期間のうち申立期間が空白となっている旨の通知を社会保険事務所(当時)から受けた。同社には途中退職せずに継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたと記憶している。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立期間において申立人が、株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

一方、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の株式会社A(B社会保険事務所(当時)所管)における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日と同日の昭和51年3月31日と記録されているところ、当該喪失日に係る受付日は、同日後の同年10月2日と記載されており、同日には、当該事業所がC社会保険事務所(当時)で新規適用事業所となった日である同年7月14日に申立人が資格を取得した旨の受付がなされている記載が確認できる。

また、元事業主は「当時は経営状態が非常に悪く、従業員の給与を支払うのが精一杯だった。自分の私的な財産を担保に借入れを行ったが、苦しいときは公の支払を止めるのが一番の安全策であったので社会保険料や

税金の支払を止めていた。会社が倒産しても借財は個人に残り現在までその影響が残っている。申立人の厚生年金保険被保険者期間の欠落が社会保険料の滞納に関係があったとしても自分には責任を負えない。B社会保険事務所からC社会保険事務所に事業所の適用を移したのは、死亡した親会社の社長が行ったのでその経緯については分からない。」と供述している。

さらに、申立人と同日に資格を喪失している同僚は、「申立人と同じく継続して勤務していた。事業主から健康保険被保険者証が変わるとの説明はなく社会保険料は給与から差し引かれていた。」と供述しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚も申立人と同様に<sup>そきゅう</sup>遡及喪失されていることが確認でき、かつ、当該<sup>そきゅう</sup>遡及処理前の記録から、同日において同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和51年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の株式会社A（B社会保険事務所所管）における資格喪失日は、当該事業所がC社会保険事務所において厚生年金保険の新規適用事業所となった日である同年7月14日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和51年2月の記録から、11万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和37年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月1日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入記録からB株式会社に勤務していた昭和37年8月分がもれている。厚生年金保険料が控除されている給与明細書を提出するので調査の上、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間においてA株式会社からの出向によりB株式会社に勤務していたことが推認できるとともに、申立人から提出された昭和37年8月の給与明細書により、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年8月の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う額である2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和39年5月9日）及び資格取得日（40年8月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を39年5月及び同年6月は2万円、同年7月から40年6月までの期間は2万6,000円、同年7月は3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年5月9日から40年8月1日まで  
昭和39年4月1日から平成9年12月31日までA株式会社に継続的に勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、同社において昭和39年4月1日に資格を取得し、同年5月9日に資格を喪失後、40年8月1日に同社において再度資格を取得しており、39年5月から40年7月までの被保険者記録が無いことが確認できる。

しかしながら、A株式会社が提出した人事記録及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことが確認できる。また、B組合に健康保険の加入記録を照会したところ、資格取得年月日は昭和39年4月1日、資格喪失年月日は平成10年1月1日であるとの回答であった。

さらに、事業主は、「申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」と供述している上、複数の同僚が「申立人は、入社後、C営業所に配属され、継続的に勤務していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間前後の記録及び申立期間における同期入社と同僚の記録等から、申立期間の標準報酬月額を昭和 39 年 5 月及び 6 月は 2 万円、同年 7 月から 40 年 6 月までの期間は 2 万 6,000 円、同年 7 月は 3 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 39 年 5 月から 40 年 7 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和21年4月1日、資格喪失日は22年5月13日であることが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、300円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年4月1日から24年12月31日まで  
私は、昭和15年ころから、C地に存在していたA株式会社で働いており、その途中の19年11月ころから20年10月ころまでは入隊していた。

その後、故郷のD県にいったん戻ったが、昭和21年4月に再度同社に入社し約4年間勤務した。しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、納得がいかない。

第三者委員会で調査の上、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和21年4月1日から22年5月13日までの期間については、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と氏名及び生年月日が一致する基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（資格取得日は21年4月1日、資格喪失日は22年5月13日）が確認できる。

また、当該未統合の記録における被保険者期間は申立人の申立期間の一部と一致している上、当該記録に係る厚生年金保険記号番号は申立人の基礎年金番号と一致していることから、当該記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

なお、適用事業所名簿から、A株式会社は、昭和20年8月15日に適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるものの、申立人が記憶する同僚は、19年6月1日から25年1月28日までの間継続して被保険者であったことが、同僚の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から確認できる上、同名簿から、21年4月1日に資格を取得している被保険者が申立人を含め103人確認できることから、A株式会社は20年8月15日以後も継続して適用事業所として取り扱われていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和21年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、22年5月13日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る当該未統合記録から、300円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち昭和22年5月13日から24年12月31日までの期間については、B株式会社E工場人事部は、申立人に係る勤務実態及び保険料控除の事実を確認できる関連資料は無いと回答している上、同僚からも当該期間の勤務実態及び保険料控除についての供述は得られなかった。

また、前述のB株式会社E工場人事部は、A株式会社からF株式会社に社名変更していると供述しているところ、適用事業所名簿から、F株式会社はA株式会社の所在地と一致しており、昭和24年9月1日に適用事業所に該当していることが確認できるものの、A株式会社及びF株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、22年5月13日から24年12月31日までの間に厚生年金保険の資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間（昭和22年5月13日から24年12月31日まで）に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月20日から32年4月20日まで  
(A株式会社)  
② 昭和32年6月25日から35年8月25日まで  
(有限会社B)

私は、60歳の時に自分の年金記録を調べるため社会保険事務所（当時）に行ったところ、申立期間について脱退手当金が支給されていると説明を受け、その時にはじめて「脱退手当金」という言葉を知った。

脱退手当金が支給されたという言葉は、この10年間忘れたことは無い。社会保険事務所に何度も行ったが、取り合ってもらえなかった。第三者委員会ができて本当に良かったと思っている。

第三者委員会で調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は、旧姓のままであることが確認できることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和35年12月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した日の約1年2か月後である昭和36年10月3日に支給決定されていることから、事業所が代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間③に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間③の標準報酬月額に係る記録を昭和48年2月から同年10月までは13万4,000円に、同年11月から49年5月までは18万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 6 月から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 47 年 11 月から 48 年 2 月 1 日まで  
③ 昭和 48 年 2 月 1 日から 49 年 6 月 21 日まで

社会保険庁（当時）の記録によれば、A株式会社における資格取得日が昭和 42 年 10 月 1 日になっているが、42 年 6 月から勤務していた。

また、同社における 2 回目の資格取得日が昭和 48 年 2 月 1 日になっているが、47 年 11 月から勤務していた。

さらに、同社における昭和 48 年 2 月 1 日から 49 年 6 月 21 日までの標準報酬月額は、当時もらっていた給料より低く記録されている。

申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認め、申立期間③の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③の標準報酬月額については、B基金から提出された届出様式が複写式である加入員資格取得届及び加入員資格喪失届並びに同基金の回答によると、昭和 48 年 2 月から同年 10 月までは 13 万 4,000 円、同年 11 月から 49 年 5 月までは 18 万円と記録されていることが確認できる。

また、C会から提出された同基金から引き継いだ申立人に係る厚生年金基金加入員台帳によると、申立期間③について上記と同様の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬

月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額、厚生年金基金加入員台帳から、昭和 48 年 2 月から同年 10 月までは 13 万 4,000 円、同年 11 月から 49 年 5 月までは 18 万円とすることが妥当である。

2 申立期間①については、申立人は、A 株式会社にて昭和 42 年 6 月から勤務していたとしているところ、複数の同僚からは、申立人が同社に勤務していたことは間違いないが、いつから勤務していたかは分からないとしており、申立人の申立期間①における勤務等に係る供述を得られなかった。

また、申立期間②については、同僚の供述から、申立人が申立期間②において、A 株式会社にて勤務していたことはうかがえるものの、B 基金及び雇用保険の資格取得日は、昭和 48 年 2 月 1 日となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は、申立期間①は昭和 42 年 10 月 1 日、申立期間②は 48 年 2 月 1 日となっており、両申立期間において同日以前に申立人が資格を取得した記録は無い。

加えて、同僚から申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等を入手できなかった上、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、両申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、同社を継承した事業主にも照会したが、当時の担当者は既に亡くなっており、書類もすべて処分してしまったため、申立てどおりの届出を行ったかは不明としている。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、平成5年10月から6年6月までを24万円、同年7月から同年12月までを34万円に訂正することが必要である。
- 2 申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成7年2月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。  
なお、平成7年1月の標準報酬月額の記録については、34万円とすることが妥当である。
- 3 申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成7年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円とすることが必要である。  
なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月1日から7年1月31日まで  
② 平成7年1月31日から同年2月1日まで  
③ 平成7年9月30日から同年11月1日まで  
④ 平成9年10月31日から同年11月1日まで

B株式会社に勤務していた期間のうち平成5年10月から退職時までの標準報酬月額が、退職後にさかのぼって引き下げられている。その期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

また、B株式会社からA株式会社、C株式会社、株式会社Dと1日の空白期間もなく勤務していた。これらの4社はグループ企業であり、グ

ループ企業間の異動であるので、B株式会社の資格喪失日は平成7年2月1日、A株式会社の資格喪失日は同年11月1日、C株式会社の資格喪失日は9年11月1日になるはずであるが、そのようになっていない。納得がいかないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、社会保険庁（当時）の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）におけるB株式会社に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年10月から6年6月までが24万円、同年7月から同年12月までが34万円と記録されていた。

しかし、オンライン記録では、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成7年1月31日より後の同年2月21日に、5年10月から6年12月までの標準報酬月額がさかのぼって8万円に減額訂正されており、当時の同僚についても同様の処理がされていることが確認できる。

また、申立期間①当時の同僚は、当時の申立事業所の状況について、「資金繰りがかなり悪く、給与の遅配や手当の削減があった上、口座の差し押さえもあったようだ。」と詳細な供述をしていることから、当時のB株式会社の経営状態が思わしくなく、社会保険料の滞納もあったことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、このような遡及<sup>そきゆう</sup>により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由はなく、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成5年10月から6年6月までを24万円、同年7月から同年12月までを34万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、申立人の被保険者資格喪失日と同日の平成7年1月31日までであり、申立期間②において適用事業所ではなかったことが確認できるが、同社は、申立期間②において、商業登記簿上法人格を有していたことから、申立期間②当ても厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、オンライン記録では、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、上記1の標準報酬月額の遡及<sup>そきゆう</sup>減額訂正処理日と同じ平成7年2月21日付けで、さかのぼって同年1月31日に喪失として処理されていることが確認できる。

さらに、雇用保険の被保険者記録は、離職日が平成7年1月31日となっていることから、申立人が同日まで同社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、当該遡<sup>そきゆう</sup>及処理を行う合理的理由は無く、申立人の被保険者資格の喪失日に係る有効な記録処理があったとは認められないことから、申立人の当該事業所における被保険者資格の喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成7年2月1日であると認められる。

また、申立人の平成7年1月の標準報酬月額については、上記1による訂正後のB株式会社における6年12月のオンライン記録から、34万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③について、雇用保険の被保険者記録により、申立人がA株式会社に平成7年10月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に平成7年9月30日に被保険者資格を喪失し、同日に離職した同僚一人は、保険料は当月控除であったとしており、所持している源泉徴収票から同年9月分まで厚生年金保険料が控除されていたことが認められることから、同社は月末まで在職した者の当該月の保険料を控除していたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人の申立期間③に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料については保存していないため不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 4 申立期間④について、雇用保険の被保険者記録により申立人がC株式会社に平成9年10月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、C株式会社から株式会社Dに月末に異動した10人についても申立人と同様に厚生年金保険被保険者期間に1か月の空白がある。

また、当委員会からの照会に対し、当時の事業主からは回答が得られず、同僚からも具体的な供述が無いことから、当時の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かを確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所有していない。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 3667 (事案 1184 及び 2505 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から46年3月まで  
申立期間に係る国民年金保険料は、妻が定期的に納付していたので、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人及び申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、保険料納付場所について明確な記憶が無く、加えて、申立人は、当該期間の全期間において民間企業に勤務し、厚生年金保険に加入しているなどのことから、当委員会の決定に基づく平成20年12月1日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われており、また、再申立てにおいても、申立人は新たな資料及び情報は無いとしており、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、当委員会の決定に基づく21年11月16日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料及び事情は無いとしており、これまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から同年 11 月までの期間、62 年 9 月及び同年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 7 月から同年 11 月まで  
② 昭和 62 年 9 月及び同年 10 月

何回か勤務先が変わったが、そのたびに国民年金の加入手続をしてきた。親からも会社を辞めたら国民年金に入るよう言われてきたので、年金はつながっているはずである。申立期間が未納期間となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先が変わるたびに国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②についても A 区役所から送付の納付書によって、納付期限内に保険料を納付したと思うと主張するところ、オンライン記録によると、申立期間①及び②に係る国民年金の被保険者資格取得及び被保険者資格喪失は、平成 2 年 8 月 6 日に処理されており、日本年金機構 B 事務センターでは、当該処理がなされるまでの間、申立期間①及び②は、国民年金の被保険者でなかった期間であるとしている。

また、日本年金機構 B 事務センターでは、上記の処理日（平成 2 年 8 月 6 日）時点で、申立期間①及び②はいずれも時効により保険料を納付することができない期間であることから、申立人に納付書は送付されていないと思うとしている。

さらに、申立人の申立期間①及び②に係る納付金額及び納付方法（納付した回数）の記憶は曖昧である上、申立期間の保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付の事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 3669 (事案 2191 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から52年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から52年1月まで

会社を辞めたら国民年金に加入しなければならないことを知らなかったが、結婚して少ししてから、母から加入を勧められたので、A市役所かB市役所で手続きをした。国民年金保険料は、B市役所、市役所近くの郵便局、C銀行(現在は、D銀行)などで、3か月ぐらいにまとめて納めていた記憶がある。国民年金保険料かは分からないが、印紙を買った記憶もある。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できず、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年8月24日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は当初の申立てと同様の内容を主張するのみであり、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情を得られなかったことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 3670（事案 292 及び 2499 の再申立て）

### 第 1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 49 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 3 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 49 年 4 月まで

申立期間のころ、私（申立人の息子で、申立人の代理人）は両親に生活費を仕送りしていた。新聞報道によると申立期間以外に未納は無く、配偶者がその期間の保険料を納付している場合には、記録の訂正を認めるといった内容の記事があった。母は納付済みになっているのに父が未納となるはずはないので記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の息子が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の息子は実家を出ていて、申立人の国民年金保険料納付に関与しておらず、申立人の妻も他界しているため、保険料の納付状況等が不明であること、申立人及びその妻や申立人の同居親族が、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 6 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人の息子は、申立人の妻が申立期間は納付済みとなっていることから、申立人の分も納付しているはずであると主張して、再申立てを行っているが、申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないとして平成 21 年 11 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は当初の申立てと同様の内容を主張するが、これは委員

会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年3月から49年12月まで

私は20歳になった昭和40年\*月ころに国民年金の加入手続をした覚えは無いが、保険料の払込通知書が送られてきたので、A区のB郵便局で保険料を納付し始めた。以降はずっと、毎月給料をもらうと郵便局に行き、送られてきた納付書で納付した。

申立期間が未納になっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をした覚えは無く、保険料納付書が送付されてきたので毎月郵便局で保険料を納付していたとしているが、A区では昭和45年3月まで印紙検認方式により保険料を収納しており、納付書が毎月納付可能な様式になったのも62年4月からであるとしており、申立人の主張は当時の状況と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号はその前後の国民年金手帳記号番号の払出状況から昭和51年5月ころに払い出されていると推認でき、払出時点では申立期間の大部分は時効により納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、さかのぼって保険料を納付した覚えは無いとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から49年3月まで

私は、ねんきん特別便が来て空白期間があることが分かった。父が他界する前に、20歳になった時に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれたと聞いている。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、その父は既に他界しており、申立人も保険料の納付等に直接関与していないため、国民年金の加入や保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が申立期間当時、国民年金に加入した可能性について、国民年金手帳記号番号払出検索システム及び氏名検索などにより調査を行ったが、申立人が加入手続を行った形跡がうかがわれず、申立人もA町（現在は、B市）から移動していないため、年金の統合が行われ、国民年金手帳記号番号を基礎年金番号として付与した後の資格取得日となっている平成17年10月1日以外に加入手続を行った事情が見当たらない上、当該時点で申立期間の保険料は時効により納付できず、申立期間が未加入期間であるため制度上も納付できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

私は、両親と「学生も強制加入になったので面倒になった。」と話し合った記憶がある。国民年金の加入手続及び保険料納付は両親が行ってくれたが、既に他界しているので加入手続などの詳細は分からない。しかし、私の父は当時公職にあったので、両親は国民年金に加入することは国民の義務であることは知っていたはずで、私の国民年金の保険料を納付しないとは考えられないし、兄弟も納付しないはずはないと言っている。

申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続や保険料納付はその両親が行ったので、加入手続や保険料納付のことは分からないとしており、その両親も既に他界しており、加入手続及び保険料納付状況は不明である上、申立人の兄からも申立人の保険料納付について具体的な証言を得ることができず、申立期間の保険料納付をうかがわせる事情を得られなかった。

また、申立人は、その両親から年金手帳を渡された記憶は無いとしている上、氏名検索等を行ったが申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれず、申立期間は未加入期間であり、制度的に保険料を納付できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月、同年11月から同年12月までの期間、49年1月、同年3月から同年12月までの期間、50年5月から51年1月までの期間、同年5月から同年7月までの期間、52年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月  
② 昭和48年11月から同年12月まで  
③ 昭和49年1月  
④ 昭和49年3月から同年12月まで  
⑤ 昭和50年5月から51年1月まで  
⑥ 昭和51年5月から同年7月まで  
⑦ 昭和52年4月及び同年5月

私はA職をしており、申立期間当時は10か所以上のB店を変わったが、記録上厚生年金保険と厚生年金保険の間の空き期間とされている期間は国民年金に加入して保険料は郵便局で納付していた。

申立期間の中には記録上確認されていない厚生年金保険被保険者期間も含まれており、それ以外の空き期間は国民年金に加入して保険料を納付していたのに未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金の加入手続をして保険料は郵便局で納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間のどの期間が国民年金保険料を納付した期間かを特定できないなど保険料納付に関する記憶が曖昧であり、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の手帳記号番号払出状況から昭和53年3月ころに払い出されていると推認され、申立人は、国民年金被保険者資格を52年9月28日に取得していることが申立人の所持する

年金手帳により確認できることから、申立期間は未加入期間であり国民年金保険料は納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から53年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から53年8月まで

昭和46年8月ころA市に建て売り住宅を購入し転居した。職場はそれまでと同様にB町で父親が営んでいたC社に勤めていたが、厚生年金保険の適用を受けていなかったことから、転居を契機に国民年金に加入することとした。A市のD出張所で各種届とともに国民年金の加入手続をした。保険料は入社前にD出張所で納付したことを記憶している。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年8月にA市に転居してきたのを契機に国民年金に加入したとしているが、当時行われていた印紙検認方式による納付方法を記憶していないなど国民年金の加入手続及び保険料の納付状況についての記憶は曖昧である。

また、申立人は、現在所持している年金手帳は加入手続時に交付されたものであるとしているが、当該手帳の記号番号は、昭和53年10月ころに払い出され、払出時点からすると申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い上、さかのぼって保険料を納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月から11年3月まで

平成6年当時、学生であったため、申立期間の国民年金保険料の納付はしなかったが、11年4月に就職した際、会社側から厚生年金保険への加入手続において国民年金への加入が無いと問題があるとの指摘を受け、父親が直ちに一括で申立期間の保険料を60数万円納付した。申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、平成6年当時、学生であったため、申立期間の国民年金保険料の納付はしなかったが、11年4月に就職した際、会社側から厚生年金保険への加入手続において国民年金への加入が無いと問題があるとの指摘を受け、その父親が直ちに一括で申立期間の保険料を60数万円納付したとしているが、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険記号番号が付番されており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から平成 3 年 3 月まで  
私が 20 歳になった昭和 62 年 \* 月から大学を卒業する平成 3 年 3 月までの申立期間について、国民年金への加入手続は両親が 62 年 \* 月ころ、A 市役所で行い、保険料は父が納付していたはずである。申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金への加入手続はその両親が昭和 62 年 \* 月ころ、A 市役所で行い、保険料の納付はその父が納付していたはずであるとしているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその父親は既に他界しており証言が得られないことから、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険記号番号が付番されており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 3679 (事案 2342 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から51年3月まで

申立期間の保険料については、父が国民年金への加入手続を行い、納税組合を通じて保険料を納付してくれたはずであり、父母及び主人は納付済みであり、私だけ未納となっていることに納得できない。なお、証言者二人の証言が得られたので再申立てをする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の国民年金手帳記号番号から国民年金加入の手続時期が昭和51年3月ころと推定され、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるが、申立人の父親は既に他界していて証言が得られず、保険料の納付状況が不明であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年10月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立人の保険料納付を示す証人として、新たに申立人の国民年金保険料を納税組合において集金したとする証言者二人の名前を提示したが、証言者二人から申立期間の保険料の集金状況等について聴取したところ、両証言者から「A家全員の保険料を集金をした。」とする証言は得られたものの、申立人の保険料を集金したとする具体的な証言が得られないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月

私は、平成3年4月にA市役所で国民年金に加入してから、国民年金保険料については、郵送されてきた納付書に現金を添えて、納付期限前にA市役所かB銀行C支店のいずれかで間違いなく納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料について、郵送されてきた納付書に現金を添えて、納付期限前にA市役所かB銀行C支店のいずれかで間違いなく納付してきたはずであるとしているが、申立期間の保険料に係る具体的な納付時期や納付場所等について記憶しておらず、保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、過年度納付した記録も見受けられ、必ずしも納付期限前に納付した記録となっていないことから、申立人の主張と符合しない。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年4月から同年12月まで

私は、婚約者から2年間さかのぼって国民年金に加入することができることを聞き、平成14年1月ころ一人でA市役所へ加入手続に行き、その場でA市役所内のATMから35万円くらいの現金を引出し、12年1月から13年12月まで24か月分の国民年金保険料をA市役所の窓口で一括して納付した記憶がある。しかし、年金事務所へ確認したところ「15か月分の保険料しか納付していない。」と言われた。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所へ国民年金の加入手続に行き、その場でA市役所内のATMから35万円くらいの現金を引出し申立期間の保険料を納付したとしているが、申立人が提出した郵便局と銀行の「取引明細書」には、これに該当する現金の引出記録は見当たらず、申立人の主張と符合しない。

また、申立人は、平成12年1月から13年12月まで24か月分の国民年金保険料をA市役所の窓口で一括して納付したとしているが、申立人の所持する年金手帳は記載されている発行年月日から14年1月に発行されたものであり、その時点では、12年1月から13年3月までは過年度保険料となり、過年度保険料を含めた24か月分の保険料を市役所の窓口に一括して納付することはできなかつたことから、申立人の主張する保険料の納付方法は当時の取扱いと符合しない。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が図られた上、

平成9年1月に基礎年金番号が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 48 年 3 月まで

昭和 45 年 9 月ころ、A地からB地に住所変更の手続をするためにC区役所のD支所に行った時に、「国民年金を納付していないと 60 歳になった時に年金がもらえなくなる。」と言われ、また、「さかのぼって払うことができる。」と言われたので、言われるとおりに手続をした。後日、42年4月から45年3月までの納付書が届き、貯金を引き出して45年9月14日に郵便局で夫婦二人分の保険料を納付した。その後の期間は納付書が届くたびに納付していた。結婚以来、私が夫婦の国民年金に係る手続及び夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。夫が納付済みとなっているのに私の分だけ未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年9月ころ、国民年金の加入手続を行い42年4月から45年3月までの夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、48年10月ころに払い出されたと推認される上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、昭和45年4月以降の国民年金保険料は納付書が届くたびに納付したとしているが、上述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は48年10月ころに払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち42年4月から46年6月までは時効により納付できない期間であり、申立期間のうち46年7月から48年3月まではさかのぼって納付する期間となるが、42年4月から45年3月までの保険料を45年9月にさかのぼって納付した以外にさかのぼって納付した記憶は無いと申述している。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月から60年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年11月から60年8月まで

申立期間については、昭和53年11月に結婚したのを契機にA区B出張所で国民年金に加入し、自宅近くにあったC郵便局で毎月国民年金保険料を納付しており、D町に転居後の58年6月以降はD町役場のE出張所で国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、昭和53年11月に結婚したのを契機にA区B出張所で国民年金に加入し、自宅近くにあったC郵便局で毎月国民年金保険料を納付しており、D町に転居後の58年6月以降はD町役場のE出張所で国民年金保険料を納付していたはずであるとしている。しかしながら、申立人が所持している国民年金手帳及びオンライン記録により60年9月21日に任意加入したことが確認できることから、その時点では、申立期間は任意加入期間における未加入期間である上、制度上さかのぼって納付することはできない期間である。

また、申立人は、現在所持している国民年金手帳以外の年金手帳をもらった記憶が無いとしており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年 6 月及び同年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 6 月及び同年 7 月

私は、平成 13 年 6 月 20 日に株式会社 A を退職し、その翌日に B 株式会社にパートとして入社した。その時に会社側から国民年金に加入するよう説明があったので加入手続を行い、申立期間である 2 か月分の保険料を銀行で納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、銀行で納付したはずであるとしているが、申立人は、申立期間の国民年金保険料に関し、納付金額や納付した銀行名等に関する記憶が曖昧なため、納付状況等が不明である。

また、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 12 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月から 61 年 9 月まで

申立期間の国民年金については、父が加入手続をしてくれた。当時、私の家はA業を営んでおり、B銀行C支店（現在は、D銀行E支店）の行員が集金に来ていたので、その時に家族全員分の保険料を母が納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。なお、申立期間のうち昭和 61 年 7 月から同年 9 月までの間の保険料が還付となっているが、それも納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金について、申立人の父が加入手続を行い、申立人の母が保険料の納付を行ったとしているが、その父は加入手続をした時期等に関する記憶が曖昧であり、その母も申立人の保険料の納付時期などに関する記憶が曖昧である上、申立人は、国民年金の加入や保険料の納付に関与していないことから、国民年金の加入状況や保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日から昭和 62 年 6 月ころに払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち 55 年 12 月から 60 年 4 月までの期間は時効により納付できず、同年 5 月から 61 年 9 月までの期間はさかのぼって納付する期間となるが、申立人にさかのぼって納付した記憶は無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、オンライン記録では、申立期間直後の昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料が 63 年 11 月 25 日に納付され、その直前の

61年7月から同年9月までの間の保険料が還付されているのが確認できるが、これは61年7月から62年3月までの国民年金保険料が63年11月25日にまとめて納付され、その時点で時効により納付できなかった61年7月から同年9月までの間の保険料が還付されたものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から58年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から58年8月まで

私は昭和54年11月末に退職し、国民年金への変更手続をA市役所で行った。その後、納付書が送られてきたので、妻が郵便局で定期的に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年12月ころ、A市役所で国民年金の加入手続をし、その後納付書が送られてきたので、申立人の妻がその保険料を納付したとしているが、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付をしてくれたとする申立人の妻も申立期間の保険料納付についての記憶が曖昧であり、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年5月ころに払い出されており、払出時点からすると、申立期間のうち54年12月から55年3月までの期間は、過年度納付が可能な期間となるが、申立人の保険料を納付したとする妻はさかのぼって納付した記憶は無いとしている上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から56年3月までの期間、同年5月から57年5月までの期間及び59年10月から60年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年10月から56年3月まで  
② 昭和56年5月から57年5月まで  
③ 昭和59年10月から60年2月まで

私は、昭和51年ころに老後のことを考え国民年金に加入した。国民年金保険料は、納付書に現金を添えてA銀行B支店、C支店又はD市役所内にあるE銀行（当時）の出張所において納付した。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年ころに国民年金に加入し、金融機関において国民年金保険料を納付したとしているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付についての記憶が鮮明でなく、国民年金の加入手続状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和62年7月ころに払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立期間は未加入期間であることから制度上保険料を納付することはできず、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から62年6月まで

私は、A社を退職してから数年の間に母に勧められ、B区役所で国民年金の加入手続を行った。

私の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄には「昭和61年4月1日」と記載されていることから、同時期に加入手続をしながら、62年6月までの国民年金保険料が未納となっていることは不自然である。

また、加入手続をした際に2年間さかのぼって国民年金保険料を納付することができる<sup>そきゅう</sup>と聞き、遡及限度いっぱい<sup>そきゅう</sup>の2年分をさかのぼって納付したので、加入日である昭和61年4月1日から2年さかのぼった59年4月1日まで納付したはずであり、同期間が未加入となっていることは不自然である。

申立期間が未加入及び国民年金保険料が未納となっていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職してから数年の間に国民年金の加入手続を行い、昭和61年4月1日から2年間さかのぼって保険料を納付したとしている。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得時期から、平成元年8月から同年10月ころまでに払い出され、同時期に加入手続を行ったと推認され、その時点でさかのぼって納付が可能であった昭和62年7月から平成元年3月までの保険料を、元年10月17日に過年度納付していることが申立人の所持する領収証及びオンライン記録から確認できることから、この過年度納付を申立期間の保

険料納付と混同している可能性も否定できない上、申立人は、同一市内に居住しており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立期間のうち昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間は、申立人は学生で、国民年金には任意加入であることから、制度上さかのぼって国民年金に加入し保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立期間のうち昭和 60 年 4 月から同年 8 月までの期間は、申立人はC期間で、国民年金には加入できない期間であり、また、申立期間のうち 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間は、オンライン記録によると未加入期間とされており、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄には「昭和 61 年 4 月 1 日」と記載されていることから、制度上保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人は、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」が「昭和 61 年 4 月 1 日」と記載されていることをもって、当該日に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、この初めて被保険者となった日は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間<sup>そきゅう</sup>の初日を遡及して記載するものであることから、加入手続日を特定するものではない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月29日から54年9月29日まで

昭和50年3月29日から54年9月29日まで、A店を経営していた株式会社B（現在は、C株式会社）でD職をしていたが、厚生年金保険の記録では、このA店で働いていたときの記録が無い。

このA店に勤務していたときに受け取った雇用保険被保険者証を保管しているし、このA店を経営している会社から、今年も年賀状をもらっていることなどから、勤めていたことに間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの元事業主及び複数の同僚の供述並びに雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間において継続して勤務し、同社が営むA店においてD職をしていたと認められる。

しかしながら、申立人の申立期間当時、A業は、社会保険庁長官（当時）の認可を受けて厚生年金保険の適用事業所となることができる事業所であったところ、オンライン記録の事業所名簿検索の結果から、申立期間当時、株式会社Bが適用事業所であった記録は見当たらない上、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成元年7月1日であることが確認できる。

また、C株式会社の現在の事業主は、申立期間当時における株式会社Bについて、「任意適用事業所ではなかった。社員は、各自で国民健康保険に加入していた。」と供述し、厚生年金保険の任意包括適用制度の適用事業所ではなかったとしている。

さらに、複数の同僚が、「株式会社Bは、平成元年に厚生年金保険に加

入したが、それ以前は国民年金に個人で加入していた。健康保険は、E組合に加入していた。」と供述しているものの、申立期間当時、申立人は20歳未満であり、国民年金の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年10月1日から24年11月1日まで  
② 昭和24年11月15日から25年1月20日まで

昭和22年10月から24年10月末まで、A市内のBビルのC施設に勤務した全期間、及び同年11月15日から26年3月までD施設で勤務した期間のうち、24年11月15日から25年1月20日までの厚生年金保険被保険者としての記録が無いので、調査して記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、申立人のBビルのC施設で勤務するに至った経緯及び同宿舎における勤務状況等の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時に同宿舎で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人が、申立期間①に係る事業主であったと主張するE事務所、さらに、名称が類似しており、昭和20年10月にF機関としてA市に設置されたとされる、G局についても、厚生年金保険の適用事業所名簿に、事業所名は確認できない。

また、昭和23年12月に厚生省保険局長から都道府県知事あてに通知された「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」により、進駐軍労務者は、「国ノ事務所」に使用される者として、健康保険及び厚生年金保険の強制被保険者として適用することとされ、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、H事務所が当該国の事務所として24年4月1日から厚生年金保険の事業所として適用を受けたことが確認できるが、I局の保管する同事務所の申立期間①に係る厚生年金手続き名簿に、申立人の氏名は確認できない。

さらに、申立人は、当該事業所における同僚又は上司としては、一人

の上司の姓を記憶しているのみであり、当該上司も連絡先は不明なため、当時の事情を照会することができない。

加えて、申立人は、給与明細書など、勤務実態や保険料控除を確認できる資料を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、D施設に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、当該事業所が新規に厚生年金保険適用事業所となった日は、申立期間の途中となる昭和24年12月17日であり、同日付けで、同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる二人の同僚も、「申立人を覚えているが、入社日がいつだったかの記憶は無い。」と供述している上、同事業所は26年4月30日に適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先も不明なため、申立人に係る当時の事情を照会することができない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳のD施設における被保険者資格取得日は、昭和25年1月20日と記録され、オンラインの記録と一致している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は25年2月1日と記録されているものの、申立期間②を含む同日以前の期間に申立人の氏名は確認できない。

さらに、申立人は、給与明細書など、勤務実態や保険料控除を確認できる資料を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月ころから同年 12 月末日まで  
A 区の有限会社 B で、C する仕事をし、毎日続けて勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査して、この期間を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において有限会社 B で勤務していたはずであるのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いと主張している。

しかしながら、有限会社 B の事業主は、「申立人は、社内外注の人であり、当時、何人かの社内外注者がいて、報酬は出来高払いで支払い、仕事場、材料、機械等は提供するものの、雇用保険、健康保険、厚生年金保険はすべて加入させていなかった。」と供述している。

また、有限会社 B で、昭和 54 年 12 月から平成 6 年 1 月まで営業職で勤務していた同僚は、「申立人が主張する職務内容の D とは、専門的技術を要する人の職務であり、社会保険、労働保険には加入しないタイプで、請負型の社内外注として、同じ会社の中で勤務する人であった。」と供述している。

さらに、有限会社 B に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後の期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号にも欠番は確認できない上、申立人の同社に係る雇用保険の被保険者記録も無い。

加えて、申立人が氏名を覚えていた二人の同僚について、有限会社 B の事業主及び同僚は、「申立人と同様の社内外注者であった。」と供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人

の申立期間に当該同僚の氏名は見当たらない上、同社に係る雇用保険の被保険者記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
昭和 63 年 11 月から 1 か月少し A 市にある B 株式会社（現在は、C 株式会社）に勤務したが、この時の厚生年金保険の記録が無い。調べて厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書により、申立人が B 株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該給与明細書により、厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる上、D 基金及び E 組合も、申立人の加入記録は無いと回答している。

また、C 株式会社は申立人が入社した記録は残っておらず詳細は不明と回答しており、照会した同僚からも申立人の勤務状況に関し供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案4232（事案2709の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月から56年4月まで  
② 昭和59年10月20日から平成5年9月10日まで  
新たな証拠等はないが、前回の申立てについての判断に納得できない。申立期間①に勤務したA社（B区）及び申立期間②に勤務した株式会社Cのいずれも、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことは確かであり、また、D地で勤務したことがないのに「\*」というD地の記号番号が付与されていることは社会保険事務所（当時）側に事務処理の手続ミスがあったことをうかがわせるものであり、申立期間に記録が無いのは納得できないので再調査をして記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人は、A社に勤務して厚生年金保険料を給与から控除されていた旨を申し立てているが、i) 雇用保険の被保険者記録は確認されない上、商業登記簿謄本及びE会への照会において該当事業所が確認できず、申立人は事業主の名前及び同僚を記憶していないことから照会をすることができなかったこと、ii) オンライン記録において同社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないことから同名又は類似の名称の事業所検索をしたものの、B区内所在の「A社」は確認されなかったことから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については確認できなかったこと、申立期間②に係る申立てについては、iii) 事業主及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が株式会社Cに勤務していたことが推認されるところ、事業主は「当該事業所は、昭和38年9月1日に厚生年金保険の適用事業所の届出をしており、申立期間②当時、勤務者の中には厚生

年金保険料を含む社会保険料を給与から控除すると手取額が少なくなることを嫌う例があったことから、入社時に厚生年金保険被保険者資格の取得を任意に選択させていた。」旨を供述している上、同僚二人は「当該事業所は、厚生年金保険の被保険者資格の取得は、任意加入であった。」旨を供述していること、iv) 申立期間②に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は確認されず、健康保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の記載に不自然さは見られなかったことから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できなかったこと、v) このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成22年3月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな資料の提出は無かったが、申立人が所持する年金手帳に手書きで「「\*」」と記載されていることから、申立人に付与された厚生年金保険の記号番号であると主張していることについて、再調査したところ、社会保険庁（当時）の年金手帳記号表により、同記号番号はF社会保険事務所（当時）が割り振られた記号番号と確認できるが、同事務所は払出しをしておらず「該当する被保険者が存在していない。」と回答している上、オンライン記録において当該記号番号を除く「\*」から「\*」までの記号番号を確認した結果でも、いずれも「該当する被保険者が存在しません。」となっている。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見つからないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月 26 日から同年 9 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会すると、A株式会社 B工場 (C市) に勤務した期間のうち、昭和 62 年 8 月 26 日から同年 9 月 1 日までの被保険者記録が確認できないとの回答であった。  
A株式会社 B工場を退職したのは昭和 62 年 8 月末日であり、保管する同年 9 月分の給与明細書により、同年 8 月の厚生年金保険料が事業主により控除されていたことを証明できるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、保管する給与支給明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが確認できる。

しかし、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の離職日は昭和 62 年 8 月 25 日となっている上、A株式会社の事業主が提出した社員の健康保険厚生年金保険資格一覧表及び健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年 8 月 26 日と確認できる。これに関し事業主は、「申立人から同年 8 月 25 日に退職したい旨の申出を受けたことから、同年 8 月 26 日付けで厚生年金保険の被保険者資格の喪失を届出しており、同年 9 月分の給与から同年 8 月の厚生年金保険料を控除したのはミスによるものと思う。」旨を供述している。

一方、厚生年金保険法では、第 14 条において、資格喪失の時期はその事業所に使用されなくなった日の翌日であるとされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 62 年 8 月 26 日であり、申立人の主張する同年 8

月は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 1 日から 43 年 6 月 1 日まで  
私は、昭和 41 年 8 月 1 日から 43 年 8 月 1 日まで株式会社Aに営業担当として継続して勤務していたが、申立期間の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に株式会社Aに勤務していた複数の元同僚の証言及び申立人の当時の記憶から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時に経理・社会保険を担当していた元同僚は、「会社は一部の中途採用者については社会保険の加入手続を行っていなかった。」と回答しており、当該事業所では、入社と同時にすべての従業員について厚生年金保険の加入手続を行う取扱いでなかったことがうかがえる。

また、当該事業所の元同僚から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることはできない上、株式会社Aは平成 3 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は既に他界していることから供述を得られず、当時の資料も無いことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
私は、昭和 30 年 3 月 1 日から 46 年 10 月 31 日まで株式会社Aに営業担当として勤務していたが、申立期間の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に株式会社Aに勤務していた複数の元同僚及び同時期に入社した元同僚の供述から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において資格取得日が昭和 30 年 12 月 1 日である元同僚が 11 人存在しており、この 11 人について採用年月日を調査したところ 6 人から回答が得られ、ほかの事業所を退職後に入社した一人を除く 5 人が同年 11 月 30 日以前に採用されたと供述しており、このうち 3 人は同年 3 月に、二人は同年 4 月に採用されている。このことから当該事業所は当時、30 年に採用した者を同年 12 月 1 日にまとめて加入させたことがうかがえる。

また、当該事業所の元同僚から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることはできない上、株式会社Aは昭和 58 年 7 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主及び経理・社会保険担当者は既に他界していることから供述を得られず、当時の資料も無いことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申

立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月から 32 年 7 月 26 日まで  
昭和 29 年 4 月から 32 年 7 月 25 日までの間、A町所在の株式会社BにC職として勤務し、この間、厚生年金保険にも加入していたと思うが、被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述並びに申立人が記憶している事業所所在地、事業主名、同僚名及び業務内容の実態等から、申立人が申立期間について株式会社Bに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の適用事業所名簿の記録によると、株式会社Bは、昭和 33 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、元同僚の一人は、「株式会社Bは、昭和 33 年 7 月から厚生年金保険の適用事業所となっていることから、それ以前は給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。申立期間当時に勤務した社員は、事業所が厚生年金保険に加入していないことは知っていたと思う。」旨の供述をしている。

さらに、同事業所は平成 4 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在不明のため確認がとれないことから、申立人が申立期間に厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 29 日から同年 10 月 1 日まで  
昭和 36 年 2 月 13 日付けでA株式会社に入社し、47 年 9 月 30 日付けで退社するまで継続して勤務し、この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の被保険者記録が無い。A株式会社を退社した翌日の同年 10 月 1 日から株式会社Bに勤務しているため、被保険者記録に空白期間があるのは納得できない。調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社にて昭和 36 年 2 月 13 日から 47 年 9 月 30 日まで勤務し、この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、A株式会社は、「申立人の人事記録によると、申立人の入社日は昭和 36 年 2 月 13 日、退社日は 47 年 9 月 28 日であることから、申立期間の厚生年金保険料は給与から控除していない。また、申立人の賃金台帳に記載されている 47 年 10 月分給与支払明細票でも厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。」と回答しており、事業所提出の同給与支払明細票により、申立期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人に係るA株式会社の雇用保険の取得日は昭和 36 年 2 月 13 日、離職日は 47 年 9 月 28 日であり、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失日と合致することが確認できる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる 7 人に照会し、

回答の得られた5人中、一人は申立人の退社日は昭和47年9月28日であるとし、一人は申立人の勤務を供述しているものの、勤務期間については不明とし、残る3人は申立人のことを記憶しておらず、申立期間の厚生年金保険料が控除された事実をうかがわせる供述は得られなかった。

なお、同僚調査で回答のあった上記5人の同僚が記憶している自身の入社日及び退社日と厚生年金保険との関係を照合したところ、全員の退社日と資格喪失日とが合致していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 27 日から同年 5 月 1 日まで  
私は、A 株式会社に昭和 48 年 4 月末日まで勤務したが、オンライン記録では、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 4 月 27 日になっている。給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社に昭和 48 年 4 月 30 日まで勤務していたとして、48 年のカレンダーを提出して、同年 4 月 28 日が土曜日、同月 29 日の祝日が日曜日、同月 30 日が振替休日であるので、同年 4 月末日まで勤務していたはずであり、給与から申立期間の厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、申立人の A 株式会社に係る雇用保険の離職日は昭和 48 年 4 月 27 日となっているほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる 4 人に照会し、一人から回答を得たが、申立人の正確な資格喪失日を特定できず、申立期間の勤務の実態及び厚生年金保険料が控除された事実をうかがわせる供述は得られないなど、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを確認することができない。

また、A 株式会社は平成 12 年 6 月 \* 日に解散しており、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人が申立期間に厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認することができない。

さらに、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者記録はオンライン記録と一致しており、記

載内容に不自然さは無い。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 4241（事案 392 及び 2040 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 21 日から 47 年 1 月 1 日まで  
昭和 44 年から平成 9 年まで、A 有限会社に継続して勤務した。途中で社名は、B 株式会社、C 株式会社が変わったが、途中で退職したことはなく、申立期間についても給与から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間（前回申立時の申立期間は、昭和 46 年 4 月 21 日から 49 年 2 月 1 日まで）に係る申立てについては、申立人が A 有限会社（現在は、C 株式会社）に勤務していたことは、同社の社員であった者の供述等からうかがえるものの、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる資料は無いなどのことから、当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 1 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われており、また、再申立てにおいても、事業主等から新たな資料等を得ることはできないなどのことから、当委員会の決定に基づく 21 年 11 月 16 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料及び事情は無いとしており、事業主等から新たな資料及び供述を得ることもできず、これまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 4242 (事案 1199 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月から 37 年 6 月まで  
② 昭和 40 年 12 月から 41 年 8 月まで  
③ 昭和 54 年 2 月から同年 4 月まで

申立期間①当時は株式会社Aに、申立期間②当時は有限会社Bに、申立期間③当時はC有限会社に勤務していたので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

前回の審議結果に納得できないので、再度の判断を願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③に係る申立て（申立期間①の前回申立期間は、昭和 36 年 7 月から 37 年 6 月まで）については、申立事業所の関係者及び同僚の供述により、申立人が各申立期間当時、各申立事業所に勤務していたことはうかがえるものの、事業主は申立期間当時の厚生年金保険関係資料を保管しておらず申立人の厚生年金保険の適用については不明としていること（申立期間①及び②）、同僚から、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったとの供述があること（申立期間①及び②）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料が無いこと（申立期間①、②及び③）などから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料等はないとしており、申立期間①及び②について、申立事業所に再度照会したが、新たな資料等はないとの供述が得られた上、申立期間③について、元事業主から、C有限会社では、入社後 3 か月間は社会保険に加入させていなかったとの供述が

得られた。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から28年3月31日まで  
高校卒業後退職するまでの申立期間は、A社（現在は、B社）に勤務していたが厚生年金保険の被保険者記録が無いので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の在職証明書（同僚が作成したもの）及び複数の同僚の供述により、申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、複数の女性同僚について、当該同僚がA社に勤務したとする時期と同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載の被保険者資格取得日をみると、勤務を開始したとする月から厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの期間が2年5か月以上あることが確認できる上、女性同僚からは、申立期間当時、女性については採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったとの供述が得られた。

また、B社では、申立期間当時の申立人の厚生年金保険適用関係資料は保存されておらず、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除等については不明としている上、同僚からも申立人の厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について供述を得ることができない。

さらに、日本年金機構では、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）は見当たらないとしており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立期間に申立人の氏名は確認できない上、健康保険証の番号に欠落も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月ころから 41 年 4 月ころまで  
ねんきん特別便を見て、有限会社Aで勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無かったので申立てをした。昭和 37 年 4 月ころから 41 年 4 月ころまで、B職として同社で勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人は、申立期間のうち昭和 38 年 6 月 21 日から 40 年 8 月 31 日までの期間は、有限会社Aに勤務していたと認められる。

しかしながら、申立人が勤務していた有限会社Aは既に解散し、当時の事業主も死亡しているため、当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者資格の取得等については確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚のうちの一人は、「年金記録にある被保険者資格の喪失日の後も、引き続き勤務していた。」と供述しており、ほかの一人については当該事業所における厚生年金保険の記録が無い上、当該事業所に勤務したほかの同僚も、「年金記録にある被保険者資格の取得日より前から勤務していた。」と供述していることから、当該事業所での厚生年金保険の加入手続に関しては、勤務期間のうち一部の期間についてのみ被保険者とし、又は被保険者として加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、健保番号に欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 1 日から 46 年 10 月 1 日まで  
ねんきん定期便を確認したところ、A株式会社で資格を喪失した時点の標準報酬月額よりB株式会社（現在は、C株式会社）で同日に資格を取得した時の標準報酬月額が下がっていることに気が付いた。A株式会社からB株式会社へは退職して新しい職場に移ったのではなく社名変更に伴ったものでありずっと継続して勤務していた。申立期間当時受け取っていた給与額の記憶は無いが、当時、給料が上がることはあっても下がることは考えられない。調査の上、申立期間について納得のいく標準報酬月額にしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D会が管理している申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、B株式会社に係る事業所別被保険者名簿における標準報酬月額と同額として記録されている。

また、C株式会社に申立内容について確認したところ、「資料が無いため不明。」とし、さらに、申立期間当時の代表取締役だったとする人物は平成9年に死亡している上、申立内容について確認できる社会保険事務担当者等については氏名が確認できない。

加えて、同僚照会を55人に対して行い、回答があった29人は、全員申立期間当時の給与明細の保管は無い上、具体的な供述が得られず、申立人が主張する申立内容について確認することができない。

なお、B株式会社に係る事業所別被保険者名簿において、標準報酬月額が遡<sup>そきゅう</sup>及<sup>こん</sup>して訂正された痕跡は確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 4249（事案 1172 の再申立て）

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 11 月ころから 30 年 11 月ころまで  
第三者委員会での審議結果を受け取ったが納得できない。

申立期間当時、私の勤務地である A 駅の前に食堂及び自転車預かり所があり、その店に二人姉妹がいた。彼女たちは、毎日のように A 駅舎及び自分が勤務していた営業所に出入りしていた。自分が書いた申立期間当時の地図を提出するので、彼女たちによく聞いてもらえれば自分が B 株式会社 C 営業所に勤務していたことが分かるはずだ。また、同じく同社で私とは違う営業所に勤務していた兄が C 営業所の管轄は D 支店、又は E 支店だと言っていたので、同支店の名簿に自分の名前が無いかを調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

1 申立人の主張について B 株式会社を確認したが、関連資料及び供述を得ることができない上、申立人が同僚等として名前を挙げた一人（故人）のオンライン記録は国民年金の加入記録のみであり、ほかの同僚 3 人（姓のみ記憶）は、同社 F 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認はできるが、いずれも姓のみの記憶であるため特定することができず、故人又は所在不明により供述を得ることができないこと、申立人が勤務したとする同社 E 支店 C 営業所は厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立人が主張する事業所を管轄していたと思われる同社 F 支店、G 支店及び H 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無いこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 7 月 7 日付け年金記録の訂正

は必要ではないとする通知が行われている。

- 2 今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとし、新たにA駅周辺の自筆の地図を提出し、二人姉妹がいた食堂を調査し、彼女たちに申立人がB株式会社C営業所に勤務していたことを聴取してほしいとしているが、申立人が記載した地図を基に食堂を確認し、当該食堂の屋号を申立人に伝えたが「二人姉妹がいた食堂かは分からない。」としている。
- 3 申立人は、B株式会社C営業所の管轄は同社D支店又は同社E支店だとしているが、オンライン記録によると、両支店が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。
- 4 以上のことから、提出のあった地図では勤務実態が推認できず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月から 37 年 10 月 1 日まで

昭和 35 年 6 月ころから、株式会社AのB支店（現在は、同社C本社）のD職の紹介で、E工事を行うF地のG事務所において、株式会社Hに籍を置きながらI施設に寝泊まりしながら、仕事を行っていた。株式会社Hの事務員が厚生年金保険に加入している話をしたが、年金手帳は受け取らなかった。社会保険事務所（当時）に照会したところ、F地での記録が確認できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の、昭和 37 年 9 月 20 日付けの雑費請求書の金額が記された給与支給の封筒に株式会社AのG事務所の名前が印刷されていること、並びに同じく申立人提出のJ工事現場の作業日記及び記念写真から、申立人が期間の特定はできないものの同現場に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、「J工事現場では、私と同僚二人のK代が株式会社Aから株式会社Hに支払われた。」と供述としており、株式会社Hは、「申立期間当時は『L業』が当社の主な事業内容であり、その従業員には厚生年金保険の適用を行っていなかった。」としている。

また、申立期間における株式会社Hに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人及び申立人が名を挙げる同僚二人の名前は無く、健康保険証の整理番号にも欠番は無い。

さらに、株式会社AのB支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の加入記録が確認できる当時の契約社員からは、連絡先不明により供述が得ることができないほか、申立人が名を挙げる同僚

等は既に死亡等により供述を得ることができない。

加えて、株式会社AのC本社では既に会社記録が無いため確認ができないとしており、また、申立人がJ工事現場で寝泊まりしたI施設の関係者については、個人情報保護のために社員氏名等の情報提供をすることはできないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月まで  
② 昭和 50 年 3 月 12 日から 51 年 3 月 2 日まで  
社会保険庁（当時）の記録によると、株式会社AのB店の委託を受けて同店内のC施設で業務を行っていた事業所に正社員として勤務していた申立期間①及びD業務に従事して正社員として勤務していた株式会社EのF店での申立期間②が、厚生年金保険被保険者ではないことになっているので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、株式会社AのB店内が勤務場所であったと主張するが、同店の委託業者である申立人の所属事業所の名称を覚えていない上、株式会社Aにおいても申立期間当時の委託業者の資料は無いため、当該事業所を特定することはできず、また、同僚からの供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について、株式会社Eの事業主は、「申立人は、申立期間②において正社員として勤務していた。」としており、雇用保険の記録からも申立人の申立期間②における当該事業所での同保険の被保険者期間が認められる。

しかしながら、複数の同僚は、「事業所が健康保険厚生年金保険適用事業所となる平成4年までは、G組合に加入しており、給与から国民年金保険料と国民健康保険料が控除されていた。」と供述しており、事業

主も同様の供述をしている。

また、オンライン記録によると、当該事業所が健康保険厚生年金保険の適用事業所となった日である平成4年6月1日に資格を取得した10人のうち、入社日の不明な3人を除いた事業主を含む7人は、同日まで国民年金被保険者期間とされ、同年5月までの同保険料に未納期間は無い。

なお、申立人のオンライン記録でも、昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料は納付済みと記録されている。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月18日から27年10月18日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A株式会社（後にB株式会社に名称変更）における厚生年金保険の被保険資格取得日が昭和27年10月18日となっているが、26年10月18日から勤務しており、被保険者期間が12か月空白となっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間にA株式会社における被保険者記録を有する同僚29人に照会したところ、12人から回答があったものの、申立人の勤務期間について、いずれも「不明。」としていることから、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない上、一人の同僚から試用期間があった旨の供述が得られた。

また、B株式会社は既に解散しており、申立期間当時の事業主は年金記録が未統合となっており照会先を確認できない上、同社が解散した当時の事業主は「会社は既に無く、資料も無いので不明。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 10 日から 40 年 11 月 14 日まで  
社会保険庁（当時）の記録では、申立期間は脱退手当金を受けていることになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず受給もしていないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないとしているところ、厚生年金保険被保険者資格喪失日の約 1 か月後である昭和 40 年 12 月 \* 日にその夫の姓「A」を称する婚姻届を届け出ているが、申立期間に係る厚生年金保険記号番号払出簿の申立人の姓は 52 年 12 月 23 日まで「B」のままであり、申立人の厚生年金保険記号番号は支給決定日から 2 年 2 か月後の 43 年 4 月 1 日に申立期間に係る事業所と同一事業所であるにもかかわらず、婚姻後の姓名、かつ、別の記号番号となっていることを踏まえると脱退手当金を受給したために新たな番号を取得したと考えるのが自然である。

また、当該脱退手当金は資格喪失日から 2 か月後に支給決定されており、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月ころから 42 年 5 月 1 日まで  
私は、昭和 41 年 2 月ころから株式会社Aに勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録は、42 年 5 月 1 日から 43 年 5 月 16 日までとなっている。申立期間についても厚生年金保険被保険者記録として追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人は、昭和 42 年 5 月 1 日以前から株式会社Aに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業所の事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、株式会社Aは、昭和 42 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人と同様に株式会社Aに昭和 42 年 5 月 1 日より前から勤務していたとする同僚は、当該事業所は同年同月より前は厚生年金保険に未加入であり、国民年金保険料を自分で納付していたと供述している。

さらに、事業所の事業所別被保険者名簿において、昭和 42 年 5 月 1 日に資格を取得している者の健康保険被保険者番号は連番で欠落は無く、訂正及び改ざんされた形跡も見当たらない。

加えて、事業主は、建物の建て直しなどがあり、申立期間当時の書類が無く、当時の社員も誰もいないために確認ができないと供述しており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 4264 (事案 2477 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 8 月 1 日まで

前回申し立てた有限会社Aに係る厚生年金保険の被保険者記録については確認ができないとのことであった。また、複数の同僚は見習い期間があったとしているが、私は、入社当初から営業職であり同職は入社と同時に厚生年金保険に加入していたはずだ。当時の役員等に照会して申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、複数の同僚の供述から、当該事業所では入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえることから、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に、当委員会の決定に基づく平成 22 年 2 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は申立期間当時の役員への照会及び営業職は入社と同時に社会保険に加入していたことを主張するが、当該役員は、当時の関係資料等はなく申立人の資格取得の届出、保険料の控除及び納付について不明であると供述している上、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間又は申立期間前後に被保険者記録が確認できる同僚から、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる新たな供述を得ることはできなかった。

また、当該役員は、「私は、営業職として入社したが社会保険（厚生年

金保険)に加入するまで1年程度の期間があった。入社と同時に社会保険に未加入の社員から社会保険加入について当時の社長に加入への取次を依頼された記憶があるが、どう対応したかは覚えていない。」と供述している上、同僚調査において回答が得られた営業職を含む5人については、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、厚生年金保険の資格取得日は入社日から数か月又は数年後まで幅があったことが確認できることを踏まえると、同事業所においては、職種にかかわらず入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 4265 (事案 678 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月25日から33年7月1日まで  
申立期間について、A株式会社において継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。  
当初の判断後、申立期間の一部について新たにA株式会社B出張所に勤務していたことを思い出したので再度確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申し立てたA株式会社C出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録が確認できない上、申立人が申立期間中において婚姻した際に仲人を務めたとする同僚の記録も同名簿において確認できず、ほかの同僚からも申立人に係る具体的な供述が得られないなどのことから、当委員会の決定に基づく平成21年3月6日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間において新たにA株式会社B出張所において勤務していたと主張するが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及び同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前の昭和28年11月15日から29年5月20日までの同事業所における申立人に係る被保険者記録が確認できるところ、申立人は同事業所において勤務したのは1回であると供述している上、同事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日は申立期間前の30年3月30日であることが確認できる。

また、申立人の仲人を務めたとする同僚もA株式会社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和28年11月

15日から29年5月20日までの期間の記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、前回の申立事業所であるA株式会社C出張所については、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこと、及び新たな申立事業所であるA株式会社B出張所についても、申立人の事業主による保険料控除を確認できる事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 2 月 1 日から同年 11 月ころまで

A社に昭和 38 年 5 月 1 日に入社し、3 か月間の見習い期間を経て正社員となり、39 年 11 月ころに退社したが、厚生年金保険の被保険者記録が 38 年 8 月 1 日から 39 年 2 月 1 日までとなっている。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社から提出された在籍証明により、申立人が、当該期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、B組合から提出されたC表により、申立人が、昭和 38 年 5 月 1 日付けでDされ、同年 8 月 1 日付けでE職員となり、39 年 2 月 1 日付けでF職となったことが確認できる。

しかしながら、A社は、D期間は厚生年金保険に加入させていなかったと回答しているほか、B組合の担当者は、「当時、正職員からF職に資格が変更されることがあり、F職であった期間は厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

また、事業主は、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたかについては不明としており、回答を得ることができた当時の同僚は、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について、具体的に記憶していない。

なお、申立人が事業主により給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月17日から30年4月20日まで

私は、昭和25年4月1日にA株式会社に入社し、30年4月20日に第2子出産のため退職したが、社会保険庁（当時）の記録ではこの間の厚生年金保険料が30年9月13日に脱退手当金として支給されたこととなっており、この脱退手当金を受給した覚えはない。

A株式会社ではB職で、脱退手当金の制度も熟知していた。このため、年金手帳も返納せず将来年金を継続すべく手元に置いた。したがって、再就職時にも同一番号であり今日まで継続している。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和30年9月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、年金手帳も返納せず将来年金を継続すべく手元に置き再就職時にも同一の厚生年金保険被保険者記号番号を使用し現在まで継続していると申し立てているが、当該年金手帳は昭和49年以降に払い出されたものであることが確認できるほか、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同台帳には、27年2月\*日付けで氏名変更したことが記録されているとともに、被保険者記号番号については、38年に申立人が株式会社Cで被保険者資格を取得した際、新たな記号番号を取得し、当該番号が50年以降にA株式会社で得た当初の被保険者記号番号に統合されたことが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び記号番号払出簿で確認で

きる。

さらに、申立人の年金手帳に旧姓が記載されている理由については、統合した当初の被保険者記号番号を使用するに際し、A株式会社の記号番号払出簿に記載されていた旧姓が転記されたものとするのが自然である。

加えて、申立人が勤務していたA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和25年から28年までに厚生年金保険の資格を取得した女性で脱退手当金の受給資格のある同僚は申立人を含み12人確認できるが、そのうち9人について脱退手当金が支給された記録があり、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。